

海外ECサイト「埼玉県特設コーナー」出品企業募集 Q & A

1 埼玉県特設コーナーについて

Q 1 : 埼玉県産品とは、県内で製造したものでなくてはなりません。県外の業者に製造委託したのも対象になりますか。

A 1 : 県内事業者が企画した商品であれば、対象になりますか。

Q 2 : 既にShopeeに出品したことがある商品も特設コーナーに応募できますか。

A 2 : 応募できます。

Q 3 : 埼玉県特設コーナー出品と並行してShopeeに自社ショップをオープンすることは可能ですか。

A 3 : 可能です。

なお、自社ショップ運営に関する配送手続き等は自社で対応してください。

Q 4 : 出品できないものはありますか。

A 4 : 「郵送禁止物品」「シンガポールの禁制品」に抵触する場合のほか、特許権、意匠権、商標権などを侵害する（そのおそれがある場合を含む）ものほか、当公社または埼玉県特設コーナー運営委託業者が不適切と判断した商品は出品できないことがあります。冷蔵・冷凍品の出品も不可となります。

Q 5 : 英語は苦手ですが、出品できますか。

A 5 : 現地消費者と英語での直接やりとりはありません。

このほか、ご不明な点があれば下記までお問い合わせください。

公益財団法人埼玉県産業振興公社 取引支援グループ

電話 048-647-4086 Email ; sbsc@saitama-j.or.jp